



令和元年7月25日

市川市教育委員会  
教育長 田中 庸惠 様

市川市社会教育委員  
委員長 千坂 行雄

集会的機能を持つ公共施設における社会教育活動のあり方について（答申）

平成29年10月5日付け市川第20170926-0235号で市川市社会教育委員へ  
諮詢のありました標記の件について、社会教育委員会議において慎重に審議  
した結果、社会教育法第17条の規定に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

住民に身近な集会的機能を持つ公共施設を活用し、社会教育活動を行うことは、地域課題解決のために重要である。

ただし、以下の点に留意されたい。

1. 現在の公民館は、部屋の用途に合わない利用を禁止するなど、利用上の制約が多く、地域住民の多様な活動の妨げとなっていることから、これらの制約を緩和し、柔軟性のある運用を図られたい。
2. 教育委員会では、公民館を地域住民が気軽に立ち寄れる場として、住民同士の新たな交流を生み、自主的な学びや活動につなげることを目指しているが、利用上の制約等により実現が難しい状況にある。  
このため、制約を緩和したうえで、施設内のフリースペースなどを有効活用し、幅広い世代が気軽に集まり、交流が深められるような場の設置を進められたい。

3. 大学等で実施されている専門的な講座を公民館で展開できれば、身近な施設で専門的な知識の習得が可能となり、地域課題の解決につながることも期待できる。

このため、大学等の民間教育機関との連携について検討されたい。

4. 各施設で行われているサークル活動についても、会員同士のコミュニケーションの中から、地域の課題や成果等が提起されることもある。

この課題の解決や、成果等を共有するため、各サークルと地域とを結ぶ新たな人材が必要となることから、地域のリーダーあるいはコーディネーター役となりうる人材の発掘や育成について検討されたい。

市川市社会教育委員

雄輝敏英昭彥子  
行眞敏充潔工  
坂押苅永田中野立福花久大長成野澤  
川原田蜜保野澤  
京成久順治  
志隆子次江澤